

(表 面)

障害児福祉手当  
特別障害者手当 認定通知書

受給者氏名			
受給者住所			
支給手 月 額	円	支給開始 年 月	年 月
支払場所			

年 月 日付で請求のありました障害児福祉手当特別障害者手当の受給資格については、上記のとおり認定しましたので通知します。

年 月 日

野田市福祉事務所長

㊞

様

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏 面)

1 障害児福祉手当・特別障害者手当(福祉手当)は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。

また、支払日は、当該支払月の10日(その日が日曜日、土曜日、国民の祝日等(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その直前の日曜日等でない日)となります。

2 この手当等を受けるには、毎年8月12日から9月11日の間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。

3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に野田市福祉事務所に届けてください。

教示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。